

標 題：

1974年 SOLAS の 1996年改正第 III 章及び
LSA Code に定める条文の解釈、
検査・試験の要領

NKテクニカル インフォメーション

No. : 349

Date : 平成12年1月21日

関係船主・造船所各位

救命設備の搭載要件を定めている 1974 年 SOLAS の 1996 年改正 (以下、96 SOLAS と
いう。) 第 III 章及び救命設備の国際基準を定めている LSA Code の概要は、既に、弊会の
テクニカルインフォメーション No. 289 にてお知らせしております。

今般、弊会は、96 SOLAS 及び LSA Code の IACS 及び IMO による条文解釈を採り入れた
条文解釈及び関連する検査・試験の要領を添付のとおり取り纏めましたのでお知らせいたし
ます。

このテクニカルインフォメーションは、日本籍以外の船舶に適用されます。

なお、本件に関するご質問等は、弊社材料艀装部 (Tel 03-5226-2020、Fax 03-5226-
2019) までお問い合わせ願います。

以 上

添付 : 1974年 SOLAS の 1996年改正第 III 章及び LSA Code に定める条文の解釈、
検査・試験の要領

ClassNK

財団法人日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思つて情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。
疑問についてはいつでもご相談下さい。

1974年 SOLAS の 1996年改正第 III 章及び LSA Code に定める条文の解釈、検査・試験の要領

船籍国政府から特別な指示のない限り、1. に示す条文の解釈及び2. に示す検査・試験の要領は日本籍以外の船舶に適用する。なお、旅客船については、その都度、弊社材料機装部に問い合わせ願います。

(注 1) : 「新船」とは、「1998年 7月 1日以降建造された船舶」をいう。

(注 2) : 「全ての船舶」とは、「1998年 7月 1日前又は以降に建造された船舶」をいう。

(注 3) : 「83 SOLAS 新船」とは、「1986年 7月 1日以降建造された船舶」をいう。

(注 4) : 「83 SOLAS 現存船」とは、「83 SOLAS 新船」以外をいう。

1. 条文の解釈

条文或いは条文要旨		条文の解釈	適用
通 信			
III/ 6.4.2	"entertainment sound systems"	娯楽音響装置とは、船内全域を対象としたBGM及び大型TV等をいう。	新 船
個人用救命設備			
III/ 7.1.3	"quick release from the navigation bridge"	「船橋から迅速に取り外す方法」とは、浮環を持ち上げ投下する以外の方法をいい、ピンを抜くこと等により浮環の質量により浮環とともに自己点火灯と自己発煙信号が落下し、自動的に点灯/発煙するものをいう。	新 船
一般非常警報装置及び船内通報装置			
LSA/ 7.2.1.1	"general emergency alarm system"	船橋及び他の重要な場所に設置されている一般非常警報装置(以下、GAと表す。)用のスイッチ或いはボタンを操作し、GAが連続して自動的に鳴る必要がある。なお、GA用のベル等で規定の音圧レベルが満足できれば、船舶の汽笛は船橋から手動にて操作できればよい。	新 船
	"other strategic points"	「他の重要な場所」とは、船橋以外の場所で、非常事態を管理することができ、GAを起動することができる場所をいう。一般には、「火災制御場所」或いは「貨物制御室」が該当する。	新 船
	"all the accommodation and normal crew working spaces"	GAの音圧レベルは、甲板下通路及び甲板部倉庫には適用しない。なお、GAの音圧レベルを満たすべき「居住区域」及び「通常の乗組員の作業場所」とは、一般に、以下の場所を指す。	新 船

条文或いは条文要旨		条文の解釈	適用
一般非常警報装置及び船内通報装置			
LSA/ 7.2.1.1	"all the accommodation and normal crew working spaces"	<p>(機関室以外)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 居室、食堂、事務室、喫煙室、娯楽室、体育館、船主室、予備室、医務室、水先人用居室及びびギヤレー 2. 共同トイレ、共同シャワールーム及び洗濯機室 3. 通路・ロビー・階段 4. 作業室及び荷役制御室 5. ポンプルーム(タンカーに限る) <p>(機関室)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 機関制御室及び監視室 2. 上記 1.を除く機関室。但し、周囲の騒音が激しく規定の音圧レベルを達成することが困難である場所では GA は可視警報で補完することができる。 	新船
LSA/ 7.2.1.2	"manually turned off"	<p>船内通報装置(以下、PA と表す。)により緊急放送を行う必要がある場合、GA 用のスイッチが PA 用のマイクに隣接していれば、GA は手動で止められれば良い。</p> <p>居住区域内の通路に備えられている GA により、居室内における音圧レベルを満足しても、当該居室内に PA 用スピーカーが備わっていない場合は、GA 用の電子音発信装置(ブザー等)を設ける必要がある。</p>	新船
LSA/ 7.2.2.1	"cabins without a loudspeaker installation"	<p>居住区域内の通路に備えられている GA により、居室内における音圧レベルを満足しても、当該居室内に PA 用スピーカーが備わっていない場合は、GA 用の電子音発信装置(ブザー等)を設ける必要がある。</p>	新船
LSA/ 7.2.2.1	"crew members are normally present"	<p>PA の音圧レベルは、甲板下通路、甲板倉庫、ホスピタル及びポンプルームには適用しない。なお、PA の音圧レベルを満たすべき「乗組員が通常いる場所」とは、一般に、以下の場所を指す。</p>	新船

条文或いは条文要旨		条文の解釈	適用
一般非常警報装置及び船内通報装置			
LSA/ 7.2.2.1	"crew members are normally present"	<p>(機関室以外)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 居室、食堂、事務室、喫煙室、娯楽室、船主室、予備室、水先人用居室及びギヤレー 2. 通路・ロビー・階段 <p>(機関室)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 機関制御室及び監視室(これらが、備えられていない場合或いは機関室から離れている場合には、機関室内も音圧レベルを満足する必要がある。) 	新 船
LSA/ 7.2.2.1	"It shall be installed with regard to acoustically marginal conditions and not require any action from the addressee."	各スピーカーカーに音量調節機能がある場合、船橋を含む制御場所からオーバーライドできること。	新 船
	"It shall be protected against unauthorized use."	GA の補完のために PA を使用する場合、PA は GA に対して優先権があること。	新 船

2. 検査・試験の要領

条文或いは条文要旨	検査・試験の要領	適用
<p>III/ 20.11.1</p> <p>"periodic servicing of launching appliances"</p>	<p>操作の準備、保守及び点検</p> <p>進水装置の定期的整備、詳細な検査及び試験は以下による。</p> <p>(適用)</p> <p>III/20.11.1 で要求される定期的整備、5年を越えない間隔の詳細な検査及び試験は全ての進水装置に適用する。</p> <p>(定期的整備、詳細な検査及び試験)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. III/36 規則に定める船上における保守のための手引書に従い定期的に整備されていることを記録により確認する。 2. 5年を越えない間隔で要求される詳細な検査は、1998年7月1日から起算し5年以内に、検査員立会いの下で実施する。但し、最初の詳細な検査は2003年7月1日迄のできるだけ早い時期に実施する。 3. 上記2の詳細な検査が終了した後、進水装置に対し、LSA Code 6.1.2.5.2に従い、検査員立会いの下で、救命艇の全質量(艇体質量+構築品質量+定員相当質量)の1.1倍以上の荷重で最大降下速度での制動試験を行い、同艇が安全に停止できることを確認する。なお、88 SOLAS 現存船に搭載される進水装置については、この制動試験を行うことの安全性が確認されない限り、上記2に関わらず、この試験を2003年6月30日迄猶予できる。 	<p>全ての船舶</p>

条文或いは条文要旨	検査・試験の要領	適用
	<p>操作の準備、保守及び点検</p>	
<p>III/ 20.11.2</p>	<p>救命艇の負荷離脱装置*の定期的整備、詳細な検査及び試験は以下による。</p> <p>*:負荷離脱装置はフックに負荷が掛かっている状態で救命艇を離脱できるものを指す。</p> <p>(適用) 自由降下式救命艇を除く、以下の救命艇に適用する。 新船及び83 SOLAS 新船:全ての救命艇 83 SOLAS 現存船:負荷離脱機能を有する一斉離脱装置を備える救命艇**</p> <p>**.:一斉離脱装置とは、一斉離脱用レバーを操作することにより、船首・尾のフックが同時に外れるものをいう。なお、着水時或いはフックに荷重が掛かっていない場合にのみ離脱できる装置を有する救命艇には適用しない。</p> <p>(定期的整備、詳細の検査及び試験)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. III/36 規則に定める船上における保守のための手引書に従い定期的に整備されていることを記録により確認する。 2. SE 更新検査時に、検査員立会いの下で、負荷離脱装置に精通した人による詳細な検査及び試験を実施する。この場合、負荷離脱装置に精通した人とは、製造者、或いは製造者により証明された造船所技師または修理業者が含まれるが、必ずしもこれに限定されないものとする。 3. 開放検査及び救命艇の全質量(艇体質量+藤装品質量+定員相当質量)の1.1倍を負荷して行う作動試験は、1998年7月1日から起算し5年以内に検査員立会いの下で実施する。最初の開放検査及び作動試験は、2003年7月1日迄のできるだけ早い時期に実施する。 	<p>全ての船舶</p>

条文或いは条文要旨		検査・試験の要領	適用
一般非常警報装置及び船内通報装置			
LSA/ 7.2.1.2 7.2.1.3 7.2.2.2	"measurement of the sound pressure levels"	<p>新造時に、GA及びPAを用いて緊急放送を行う場合の各音圧レベルと周囲の騒音レベル及び会話妨害レベルを、それぞれ以下により計測する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特に指示するまでは、会話妨害レベルは、周囲の騒音レベルと同等とみなす。 2. 支部にて承認/確認した試験方案に基づき、海上公試時に音圧レベルを計測する。オーナー或いは造船所の意向により、係留時にGA及びPAの各音圧レベル、海上公試時に周囲の騒音レベルをそれぞれ測定してもよい。なお、GAの計測は当該区画のドアを閉めた状態で行う。また、PAの計測は当該区画のドアを開けた状態で行ってもよい。 3. 周囲の騒音レベルは通常の航海状態で計測する。 4. 計測は適切に校正された騒音計を用い、(A)特性で行う。 5. PAは低周波発信器或いはアンプ内蔵の単音発信器或いは緊急放送時に乗組員が発すると考えられる程度の音声で計測する。 	新船